

本田小学校PTA

本田小学校PTA会則

本田小学校PTA会則施行細則

本田小学校PTA免除規定

本田小学校PTA表彰規定

本田小学校PTA弔慰規定

この綴りは在学中保管してください

令和6年12月1日

— 本田小学校 P T A 会則 —

第 1 章	名 称
第 2 章	目 的
第 3 章	活動方針
第 4 章	組 織 (会員)
第 5 章	事 業
第 6 章	役 員
第 7 章	役員の選任
第 8 章	役員の任務
第 9 章	役員の任期
第 10 章	顧 問
第 11 章	会計監査委員
第 12 章	専門委員長、専門副委員長
第 13 章	クラス委員
第 14 章	会 議
第 15 章	総 会
第 16 章	委員総会
第 17 章	クラス委員総会
第 18 章	委員会
第 19 章	事業年度
第 20 章	会計および会費
第 21 章	会則の変更
第 22 章	雑 則
第 23 章	附 則

 **本田小学校PTA会則** **第1章 名称**

第1条 本会は本田小学校PTAと称し、事務局を本田小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は次の目的をめざして活動する。

1. 家庭、学校、社会における児童の福祉を増進する。
2. 父母と教師と協力して児童の教育環境をよくする。
3. 学校、地域、家庭との連携を密にし、児童の心身の健全な発達を図る。
4. 会員相互の教養を高め、民主教育の理解を深める。

第3章 活動方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 本会は学校問題について研究討議するが、学校の管理及び教職員の人事に干渉しない。
2. 児童の福祉増進のために活動する他団体及び機関と協力する。
3. 特定の政党、宗派を支持することなく、また営利的な如何なる団体にも利用されない。

第4章 組織（会員）

第4条 本会の会員は、本田小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者及び本田小学校に勤務する校長及び教職員とする。

第5章 事業

第5条 本会は会則第2章第2条の目的を遂行するため、次の事業を行う。

1. 民主主義教育の理解と会員相互の教育向上に関すること。
2. 児童の生活環境の整備に関すること。
3. 学校の教育環境の整備と保健衛生に関すること。
4. 会員相互の親睦融和に関すること。

第6章 役員

第6条 本会は次の役員を置く。

- 会長 1名（父母）
- 副会長 4名（父母）
- 書記 3名（父母2名、教員1名）
- 会計 2名（父母1名、教員1名）

第7章 役員の選任

第7条 役員の選任は、書記、及び会計の教員各1名を除いて、指名委員会の指名する候補者より選定し、委員総会において承認されるものとする。

第8条 役員のうち、書記、及び会計の教員各1名の選任においては、学校長に指名されるものとする。

第8章 役員の任務

第9条 役員の任務は次の通り。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
3. 書記は会議並びに役員会、実行委員会等の正確な記録を保管し、会合の通知を発する。
4. 会計は金銭の出納を司り、受領書並びに費用の正確な記録を保管し、必要に応じて公開する。

第9章 役員の任期

第10条 役員の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。但し再選を妨げない。また、補欠就任したものは、前任者の残り期間とする。

第10章 顧問

第11条 本会に顧問を置く。

第12条 顧問には、退任する会長、学校長、及び会長が必要と認めた者で実行委員会において承認を受けた者が就任する。

第13条 顧問は実行委員会に出席し、事業及びその運営について助言する。

第14条 顧問の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。但し重任を妨げない。また、会長が必要と認め、実行委員会で承認された者は、その承認された日から実行委員会で解任されるまでとする。

第11章 会計監査委員

第15条 本会に会計監査委員を置く。

第16条 会計監査委員は、2名をもって構成し、定期総会で会長が指名し承認を受ける。

第17条 会計監査委員は、会計監査にあたり、決算の監査結果については総会において報告する。

第18条 会計監査委員は、不正の事実が発覚した場合で、その報告をするため必要と認めた場合は、臨時実行委員会または臨時総会を招集することができる。

第19条 会計監査委員の任期は、定期総会で承認を受けてから翌年定期総会で決算承認を受けるまでとする。

第12章 専門委員長、専門副委員長

第20条 各専門委員会には、専門委員会ごとに専門委員長1名、専門副委員長1名を置く。

第21条 専門委員の校外生活指導委員長は、指名委員より指名され、委員総会において承認を受ける。その他の専門委員長は学年委員総会において互選され承認を受ける。

第22条 専門副委員長は、各専門委員会内で互選される。

第23条 専門委員長は各専門委員会を代表し、会務を総括する。また実行委員会に出席する。

第24条 専門副委員長は専門委員長を補佐し、専門委員長に事故があるときは職務を代行する。

第25条 専門委員長の任期は、4月1日より翌年3月31日までとする。また、専門副委員長にあっては選任されてから翌年3月31日までとする。

第13章 学年委員

第26条 各学年に学年委員を置く。但し、新1年生は除く。

第27条 学年委員は、各学年の会員の中で互選するものとする。

第28条 学年委員は、各専門委員会の委員として配属される。

第29条 学年委員の任期は、1子に対し1回とし、4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。

第14章 会議

第30条 会議は総会、委員総会及び学年委員総会とする。

第31条 総会は会員をもって構成し、委員総会は役員、顧問、専門委員長、専門副委員長、委員会委員で構成する。また、学年委員総会は役員、顧問、専門委員長、学年委員で構成する。

第32条 会議は、会則第11章第18条の場合を除き会長が招集する。

第33条 会長は会則第15章第41条第3項及び会則第16章第45条第3項の場合、請求があった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

第34条 会議の招集にあたっては、会議の目的、その内容、開催日時、場所を明記した書面により各会議の構成員に対し、開催1週間前までに通知しなければならない。

第35条 会議の議長は、会長または、会長が指名する者があたる。但し、会則11章第18条に基づき行われる会議の議長は、出席構成員の中から選任される。

第36条 会議の成立は、全構成員の過半数の出席をもって成立する。

第37条 会議の議決は、出席構成員の過半数の同意を得て決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第38条 本会議にやむを得ない理由により出席できない構成員は、委任状を提出することにより、他の構成員を代理として表決を委任することができる。またこの場合、会則第14章第36条について出席とみなす。

第15章 総会

第39条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

第40条 定期総会は毎年4月に開催する。

第41条 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と求めた場合。
2. 実行委員会が必要と認めた場合。
3. 会員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があったとき。
4. 会計監査委員が会則第11章第18条に基づいて招集するとき。

第42条 総会の決議事項は次の通りとする。

1. 前年度事業報告、及び決算報告とその承認
2. 新役員、新専門委員長、新専門副委員長の紹介
3. 新年度事業計画及び予算案の審議及びその承認
4. 会計監査委員の承認
5. その他重要事項

第16章 委員総会

第43条 委員総会は、定期委員総会と臨時委員総会とする。

第44条 定期委員総会は毎年2月に開催する。

第45条 臨時委員総会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 実行委員会が必要と認めた場合。
3. 委員会委員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があったとき。

第46条 委員総会の決議事項は次の通りとする。

1. 事業中間報告及び中間決算報告とその承認
2. 新役員、新校外生活指導委員長の承認
3. その他重要事項

第17章 学年委員総会

第47条 学年委員総会は、毎年3月に開催する。

第48条 学年委員総会の決議事項は次の通りとする。

1. 学年委員の専門委員会配属
2. 委員会担当顧問役員の発表
3. 新専門委員長、新専門副委員長の選任
4. その他重要事項

第18章 委員会

第49条 本会は、会則第2章第2条及び第5条を受け、その目的達成のために必要な重要事項を研究、審議、実施するために、次の委員会を置く。

1. 実行委員会

- ① 実行委員会の構成員は、役員、専門委員長、顧問とする。
- ② 実行委員会の任務は次の通り。
 - I. 本会の運営にあたる。
 - II. 会議に提出すべき議題について審議処理する。
 - III. 行事などの具体的な計画について、審議、承認する。
 - IV. 専門委員会より上程された議案について、協議、審議し、承認する。

2. 専門委員会

- ① 専門委員会の構成員は、専門委員長、専門副委員長、校外生活指導委員及び学年委員とする。
- ② 専門委員会の任務は次の通り。
 - I. 行事などの研究、具体的な計画、審議、実施などを行う。
 - II. 役員会、または実行委員会より付託された事項について、研究、協議する。

3. 指名委員会

- ① 指名委員会の構成員は、別に定める地区の校外生活指導委員、専門委員長、次年度退任する役員、及び顧問とする。
- ② 指名委員会の任務は次の通り。
 - I. 新役員及び新校外生活指導委員長の指名を行い、委員総会でその承認を得る。

第19章 事業年度

第50条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日までとする。

第20章 会計および会費

第51条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

第52条 本会の収入は、会費、寄付金、補助金、及び事業に伴う収入その他とする。

第53条 本会の会費は年額 3,000 円とし、事業年度ごとに4月に一括納付する。但し、9月末までの転入生による入会があった場合は 1,500 円を一括納付とする。10月以降の転入生に関して当年度は徴収しない。また、年度途中で転出等により退会した場合は、収めた会費について返金しないものとする。

第54条 会費の改定は総会により決定する。

第21章 会則の変更

第55条 本会則は総会において改正することができる。

第22章 雑則

第56条 本会の運営上必要な事項は、委員総会の決議を経て別に細則を定める。

第23章 附則

第57条 本会則は平成17年4月26日より施行する。

追記 平成18年4月28日一部改正。本会則は平成19年4月1日より施行する。

追記 令和5年12月12日一部改正。本会則は令和6年4月1日より施行する。

追記 令和6年11月18日一部改正。本会則は令和6年12月1日より施行する。

— 本田小学校 P T A 細則 —

- 第 1 章 本田小学校 P T A 会則との関係
- 第 2 章 役員及び専門委員長、専門副委員長の選任
- 第 3 章 役員の任務
- 第 4 章 専門委員長、専門副委員長の任務
- 第 5 章 役員 専門委員長の指名
- 第 6 章 実行委員会
- 第 7 章 専門委員会
- 第 8 章 指名委員会
- 第 9 章 クラス委員会
- 第 10 章 会計監査委員
- 第 11 章 表彰
- 第 12 章 弔慰
- 第 13 章 諸費用の補助
- 第 14 章 書類の保管
- 第 15 章 規定の変更
- 第 16 章 雑則
- 第 17 章 附則



本田小学校PTA細則



第1章 本田小学校PTA会則との関係

第1条 本田小学校PTA会則（以下会則という）第22章第56条の規定により、本会の運営をより充実しより明確かつ円滑に実施するためこの本田小学校PTA細則（以下細則という）を定める。

第2章 役員及び専門委員長、専門副委員長の選任

第2条 会長、副会長（4名のうち1名）は、全地域の会員を対象として指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。

第3条 前条を除く他役員であって、教職員でない者については、上本田、下本田、東・西只越、本田団地、緑町の5地域から各1名指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。尚地域の詳細については、細則第7章第29条第2項に準ずる。ただし、5地域から各1名の指名がやむをえず困難な場合は、全地域の会員を対象とする。

第4条 校外生活指導委員長は、指名委員会より指名され、委員総会において承認を受ける。文化研修委員長と福祉広報委員長については、学年委員総会において各委員会内で互選し、承認を受ける。また、パワーサポーターズ委員長においては第1回パワーサポーターズ内で互選し、承認を受ける。

第5条 各専門副委員長は、各委員会の中で互選する。

第3章 役員の任務

第6条 副会長及び会計、書記の中で、瑞穂市PTA連合会（以下市P連という）の出向委員として、子育て委員1名、広報委員1名、校外生活指導委員1名を選出し、市P連の委員会に出席する。

第7条 市P連出向委員の選出は、当該年度の会長指名による。

第8条 役員は専門委員会の顧問になり、委員会において必要な助言を行う。

第9条 役員は必要に応じ役員会を開催し、次に示す事項について協議及び審議する。

1. 本会の運営に関する必要な事項
2. 実行委員会に諮るべき事項
3. 学校等からの協議事項
4. 他関係諸団体からの協議事項
5. その他役員が必要と認めた事項

第4章 専門委員長、専門副委員長の任務

第10条 専門委員長は、委員会を必要に応じて開催し、その事業目的を達成するため、研究、審議、運営にあたる。

第11条 専門委員長は、担当事業の計画や決定事項及び事業報告について実行委員会に提出し、その承認を受ける。

第12条 専門委員長は、担当事業の具体化とそれに伴う予算配分を十分に検討し、事業の進行状況を正確に把握し、実行委員会に報告する。

第13条 専門副委員長は、専門委員長を補佐し、事業目的の達成に努める。

第5章 役員 専門委員長の指名

第14条 役員、専門委員長の指名にあつては、別に免除規定を設けるものとする。

第6章 実行委員会

第15条 実行委員会の種類は、定期実行委員会と臨時実行委員会がある。

第16条 実行委員会は毎月1回開催する。但し、夏期休暇中の8月は除くものとする。

第17条 臨時実行委員会は次に掲げる場合に開催する。

1. 会長が必要と認めた場合。
2. 実行委員会構成員の5分の1以上から会議の目的事項を記載した書面により、開催の請求があった場合。
3. 会則第11章第18条により、会計監査委員から請求があった場合。

第18条 実行委員会は、前条第3項を除き会長が招集する。また、前条第2項の場合は、請求があった日から、2週間以内に招集しなければならない。

第19条 実行委員会の議長は、会長もしくは会長の指名した者があたる。但し、細則第6章第17条第3項による開催の場合は、実行委員会出席委員の中から互選する。

第20条 実行委員会は、実行委員会構成員の2分の1の出席をもって成立する。

第21条 実行委員会に、やむを得ない理由により出席できない構成員は、委任状を提出することにより、他の構成員を代理として表決を委任することができる。また、この場合前条について出席とみなす。

第22条 実行委員会の議決は、出席構成員の過半数の同意をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第 2 3 条 実行委員会の招集にあつては、会議の目的、その内容、開催日時、場所を明記した書面により構成員に対し、開催 1 週間前までに通知しなければならない。

第 7 章 専門委員会

第 2 4 条 専門委員会とは以下の委員会を言う。また必要に応じて別途委員会名を設け、実行委員会を経て委員総会の承認を得ることで委員会を置くことができる。

1. 校外生活指導委員会
2. 文化研修委員会
3. 福祉広報委員会
4. パワーサポーターズ

第 2 5 条 専門委員会委員の選出は次の通りとする。

1. 校外生活指導委員の選出については、細則第 7 章第 2 9 条第 2 項に示す各地区より委員を選出する。
2. 文化研修委員会・福祉広報委員会の各委員の選出は、会則第 1 3 章第 2 6 条、第 2 7 条及び第 2 8 条により、6 名の学年委員を選出し、学年委員総会において委員会配属を決定する。
3. パワーサポーターズの選出は、各学年毎に 3 名選出する。
4. 各委員の選出免除に関しては別に規定する。

第 2 6 条 細則第 7 章第 2 4 条の必要に応じて設けられた委員会の委員選出は、実行委員会を経て、委員総会の承認を得決定される。

第 2 7 条 専門委員会委員の任期は、1 子に対し 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日の 1 年とする。但し校外生活指導委員会委員に対しては再選を妨げない。

第 2 8 条 専門委員会委員は、前年度末までに選出する。但し、校外生活指導委員会を除く。新 1 年生に対しては、選出をしない。

第 2 9 条 校外生活指導委員会の定数及び任務は次の通り。

1. 校外生活指導委員会の定数を 3 0 名以内とし必要に応じて委員数を見直すものとする。
2. 校外生活指導委員会の地域割りは以下の通り。
 - ① 上本田地域 : 向島・松原・小橋・西町・仲町・東町・畑中
 - ② 下本田地域 : 大門・仲西 1 ・仲西 2 ・仲西 3 ・仲東・仁井
 - ③ 只越地域 : 東只越 1 ・東只越 2 ・西只越 1 ・西只越
 - ④ 緑町地域 : 緑町
 - ⑤ 団地地域 : 団地北・団地南

3. 校外生活指導委員会の任務は次の通り。

- ① 子どもの健全育成のために非行防止・交通安全・不審者等対応などについて活動するとともに、保護者、学校及び地域の連携を密にし、地域活動を行う。
- ② 副委員長を互選する。
- ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第30条 文化研修委員会の定数及び任務は次の通り。

1. 文化研修委員会の定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. 文化研修委員会の任務は次の通り。
 - ① 学級の子どもの健全育成を願い、文化活動、研修活動を通じて会員の資質の向上に努める。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第31条 **福祉広報委員会**の定数及び任務は次の通り。

1. 福祉広報委員会の定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. 福祉広報委員会の任務は次の通り。
 - ① 健全な子どもの育成のため、よりよい環境作りに努めるとともに、広報活動を行う。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第32条 **【削除】**

第33条 パワーサポーターズの定数及び任務は次の通り。

1. パワーサポーターズの定数は、学年の数に対応し、1学年ごとに3名とする。
2. パワーサポーターズの任務は次の通り。
 - ① 父母の資質の向上を図り、健全な子どもの育成に努める。
 - ② 委員長、副委員長を互選する。
 - ③ 副委員長は委員長を補佐する。

第8章 指名委員会

第34条 会則第18章第49条第3項第1号にある別に定める地区の校外生活指導委員とは、細則第7章第29条第2項にある校外生活指導委員の地区割りに順ずるものとし、5つの地域から各1名選出する。

第35条 指名委員会に委員長及び副委員長を置く。

第36条 指名委員の任期は、第1回指名委員会が開催されてから、翌年度の指名委員が選任されるまでとする。但し、会員でなくなる場合は自動的に解任されるものとする。

第 37 条 年度途中で役員または専門委員長の欠員が生じた場合、実行委員会からの要請を受けて、在籍する指名委員が補欠の役員、または専門委員長を指名し、臨時委員総会で承認を受ける。

第 9 章 学年委員会

第 38 条 学年委員の定数及び任務は次の通り。

1. 学年委員会の定数は、会則第 13 章第 26 条及び細則第 7 章第 25 条第 2 項によるものとする。
2. 学年委員会の任務は以下の通り。
 - ① 専門委員会に配属され、専門委員長と副委員長を互選により選任する。
 - ② 学校行事に協力する。

第 10 章 会計監査委員

第 39 条 会計監査委員は、前年度の専門委員長で在籍する者から会長が指名することとする。但し該当者がいない場合は、専門委員長経験者の中から指名することとする。

第 11 章 表彰

第 40 条 本会の目的達成のため研鑽、努力され本会発展に寄与された会員、または善行を行った児童などに、別に表彰規定を設け表彰することができるものとする。

第 12 章 弔慰

第 41 条 会員、本校児童及び学校関係者に凶事があった場合、別に弔慰規定を設け弔慰を表すものとする。

第 13 章 諸費用の補助

第 42 条 市・県等の P T A 関係行事及び各種研修に対し交通費の一部を補助することができる。

第 14 章 書類の保管

第 43 条 会則、細則、各規定及び議事録を事務局に備えておかなければならない。

第 44 条 総会、委員総会、及び実行委員会の議事については、その内容を記載した議事録を作成し保管しなければならない。

第 45 条 前条議事録の記載内容は次の通り。

1. 会議の日時、場所
2. 会議の構成員の総数と出席者の数
3. 決議事項
4. 議事の経過の概要とその結果
5. 議事録作成人署名

第46条 会計担当役員は、会則第8章第9条第4項、及び第15章第42条第1項、第16章第46条第1項の決算資料を作成するため、次の帳簿書類を作成し管理保管しなければならない。

1. 現金出納簿
2. 仕訳元帳
3. その他証憑書類等

第47条 本会の業務に関連する次に掲げる書類を所定の期間まで保管管理しなければならない。

1. 会則、細則、各規定
2. 広報紙、記念誌
3. 毎年度の事業計画、予算書、事業計画、決算書
4. 総会、委員総会、及び実行委員会の議事録
5. 会計に関する帳簿類
6. 委員会報告書
7. その他実行委員会が必要と認めた書類

第48条 前条に規定した書類の保存期間は7年間とする。

第15章 規定の変更

第49条 本細則は、実行委員会を経て、委員総会において改正することができる。

第16章 雑則

第50条 本会の運営上必要な事項は、実行委員会の決議を経て別に規定を定める。

第17章 附則

第51条 本細則は平成17年4月26日より施行する。

追記 平成18年4月28日一部改正。本細則は平成19年4月1日より施行する。

追記 平成27年4月28日一部改正。本細則は平成27年4月28日より施行する。

追記 平成31年4月26日一部改正。本細則は平成31年4月26日より施行する。

追記 令和4年6月より「父親委員」を「パワーサポーターズ」に名称変更。

追記 令和6年4月26日一部改正。本細則は令和6年12月1日より施行する。

追記 令和6年11月18日一部改正。本細則は令和6年12月1日より施行する。

 **本田小学校 P T A 免除規定** 

第1条 本規定は細則第5章第14条及び第7章第25条第4項を受け、規定するものである。

第2条 規定は、会員の中より役員、委員等を選出するにあたり、本会の円滑な運営を目指し、また特定の会員に役職の負担等が偏ることを避け、広く会員にまわし向けることを目的とするものであり、本会の更なる発展と、公正な会の運営及び活動に寄与するものである。

第3条 本規定の運用については、規定に当てはまる者からの自己の申告によって適用されるものであり、第三者による申告、指示、強制により適用されるものではない。

第4条 申告の方法はそれぞれの役職により別に定める。

第5条 会員は免除申告を行う場合、正しく申告しなければならず、その適正運用に努めなければならない。

第6条 役員を選出にあたっては、細則第5章第14条により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。但し再選は妨げない。

1. 来年度本田小学校 P T A 専門委員長である。
2. 来年度穂積北中学校 P T A 本部役員、または委員長である。
3. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
4. 妊娠中である。
5. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。

第7条 専門委員長の選出にあたっては、細則第5章第14条により免除項目については次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。

1. 過去、または本年度専門委員長である。
2. 来年度本田小学校 P T A 役員である。
3. 来年度穂積北中学校 P T A 本部役員、または委員長である。
4. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
5. 妊娠中である。
6. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。

第8条 学年委員の選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受けることができる。

1. クラス委員または学年委員の経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹でのクラス委員または学年委員経験では不可とします。）
2. 過去、または本年度、あるいは来年度の本部役員である。
3. 過去、または本年度、あるいは来年度の校外生活指導・文化研修・福祉広報の委員長である。

4. 来年度の本田小学校PTA校外生活指導委員である。
5. 来年度の中学校の本部役員である。
6. 来年度の瑞穂市子ども会育成協議会の本部役員、または本田小学校区子ども会の理事である。
7. 自宅に常時保育園、幼稚園入園前の子どもがいる。
8. 妊娠中である。
9. 同居人の中に、看護が必要な病人がいる。
10. 家庭教育学級役員（委員長・副委員長・会計）の経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹での家庭教育学級役員では不可とします。）
11. 対象児童で、校外生活指導委員副委員長を令和6年度以前に経験がある。（1子に対して1回であるので、対象の児童に対し、その兄弟姉妹での校外生活指導副委員長では不可とする）
12. 来年度の子ども会育成会長である。

第9条 校外生活指導委員の選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について規定第8条を適用するものとする。但し、第1項、第2項、第3項、第4項については除くものとする。また再選は妨げない。

第10条 パワーサポーターズの選出にあたっては、細則第7章第25条第4項により免除項目について次の通りとし、各項目の内1つに該当する場合は、免除を受ける事ができる。

第2項、第3項については、本人及び配偶者を対象とする。

1. 父親委員またはパワーサポーターズの経験がある。（1家庭に対して1回であるので、その兄弟姉妹での父親委員またはパワーサポーターズ経験で可とします。）
2. 過去、または本年度、あるいは来年度の本部役員である。
3. 過去、または本年度、あるいは来年度の校外生活指導・文化研修・福祉広報の委員長である。
4. 来年度の中学校の本部役員である。

第11条 本規定を適用申請する者は、申請項目を示し確認を受けるものとする。

第12条 本規定の改正は、実行委員会において行うことができる。

附則 本規定は、平成17年4月26日より施行する。

附則 本規定は、平成29年2月10日より施行する。

附則 本規定は、平成29年12月14日より施行する。

附則 本規定は、令和元年12月4日より施行する。

附則 本規定は、令和3年11月5日より施行する。

附則 本規定は、令和6年12月1日より施行する。

 **本田小学校PTA表彰規定** 

第1条 P T A 会員及び児童の善行に対して、表彰するために細則第 1 1 章第 4 0 条により次の規定を定め、実行委員会の承認を得て表彰できるものとする。

第2条 P T A 会員の表彰は、次の各号の一つに該当する場合表彰できるものとし、定期委員総会において表彰状を贈る。

1. クラス委員、学年委員、または校外生活指導委員あるいは専門副委員長を計 4 年務めた者。
2. 専門委員長を務め、さらに専門副委員長、またはクラス委員、学年委員、校外生活指導委員を計 2 年務めた者。
3. 役員であった者。
4. P T A 活動、あるいは学校教育活動において顕著な成果を挙げた者であり、実行委員会で承認された者。

第3条 学校職員で学校教育または P T A 活動等顕著な成果を挙げた者には、定期総会において感謝状を贈る。

第4条 児童の善行顕著な者はこれを表彰し、表彰状を贈る。

第5条 この規定に定めない場合は、役員会で協議し、実行委員会の承認を得るものとする。

第6条 この規定は、実行委員会の承認を得て改正できるものとする。

第7条 本規定は、平成 1 7 年 4 月 2 6 日より施行する。

追記 本規定は、令和 6 年 1 2 月 1 日より施行する。

 **本田小学校PTA弔慰規定** 

第1条 細則第12章第41条により、PTA会員、児童、及び学校関係者に凶事のあったときは、この規定によって弔慰を表す。

第2条 会員（配偶者を含む）、または児童が死亡した時は、次の方法によって弔慰する。

- 1、会員（配偶者を含む）が死亡した時は、会長（役員）が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。
- 2、児童が死亡した時は、会長（役員）が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。

第3条 学校、または学校教育関係者が死亡した場合は、会長が弔問し、ご会葬し、弔慰金10,000円を渡す。

第4条 この規定によって弔慰を受けた者は、一切の返礼供応などはしない。

第5条 この経費は一般会計弔慰費より算出する。

第6条 この規定に依りたい場合は、役員会で協議し取り計らう。

第7条 この規定は、実行委員会の承認を得て改正できるものとする。

第8条 本規定は平成17年4月26日より施行する。

追記 本規定は、平成18年4月28日に施行する。

追記 本規定は、令和6年12月1日より施行する。